

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・国民健康保険法</p> <p>第三条 都道府県は、当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。</p> <p>第一百七条 次の各号に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、事業状況を、それぞれ当該各号に定める者に報告しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 市町村若しくは組合又は連合会 当該市町村若しくは組合又は連合会をその区域内に含む都道府県を統括する都道府県知事</p> <p>第一百十三条の三 保険者は、第四十五条第五項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の二第十二項において準用する場合を含む。）に規定する事務のほか、次に掲げる事務を第四十五条第五項に規定する連合会又は支払基金に委託することができる。</p> <p>第一百十三条の四 国、都道府県、市町村及び組合並びに保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>国民健康保険法 第十一条 (略)</p> <p>2 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。</p> <p>・茅ヶ崎市国民健康保険条例 第1条の2 法第11条第2項に規定する協議会の名称は、茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会(略)とする。</p> <p>第2条 協議会の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 被保険者を代表する委員 4人 (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人 (3) 公益を代表する委員 4人 (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1人</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・国民健康保険法</p> <p>第十条 都道府県及び市町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、それぞれ特別会計を設けなければならない。</p> <p>第七十二条の三 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。</p> <p>第七十五条の二 都道府県は、保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図り、及び当該都道府県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、政令で定めるところにより、条例で、当該都道府県内の市町村に対し、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する療養の給付等に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用について、国民健康保険保険給付費等交付金を交付する。</p> <p>2 前項の規定による国民健康保険保険給付費等交付金の交付は、都道府県国民健康保険運営方針との整合性を確保して行うよう努めるものとする。</p> <p>第七十五条の七 都道府県は、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、政令で定めるところにより、条例で、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）ごとに、当該都道府県内の市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収するものとする。</p> <p>2 市町村は、前項の国民健康保険事業費納付金を納付しなければならない。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・国民健康保険法</p> <p>第四十五条 市町村及び組合は、療養の給付に関する費用を保険医療機関等に支払うものとし、保険医療機関等が療養の給付に関し市町村又は組合に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者（第五十七条に規定する場合にあつては、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員）が当該保険医療機関等に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。</p> <p>（中略）</p> <p>4 市町村及び組合は、保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があつたときは、第四十条に規定する準則並びに第二項に規定する額の算定方法及び前項の定めを照らして審査した上、支払うものとする。</p> <p>5 市町村及び組合は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会（加入している都道府県、市町村及び組合の数がその区域内の都道府県、市町村及び組合の総数の三分の二に達しないものを除く。）又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に委託することができる。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>(不当利得・不正利得)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法 <p>第六十五条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、市町村及び組合は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が、市町村又は組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村又は組合は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村及び組合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第五十二条第三項（第五十二条の二第三項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第五十四条の二第五項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。</p> <p>4 都道府県は、市町村からの委託を受けて、市町村が前項の規定により保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から返還させ、及び支払わせる額の徴収又は収納の事務のうち広域的な対応が必要なもの又は専門性の高いものを行うことができる。</p> <p>(第三者行為)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法 <p>第六十四条 市町村及び組合は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付を行つたときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。次条第一項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。</p> <p>2 前項の場合において、保険給付を受けべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村及び組合は、その価額の限度において、保険給付を行う責を免かれる。</p> <p>3 市町村及び組合は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・国民健康保険法</p> <p>第四十二条 第三十六条第三項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付につき第四十五条第二項又は第三項の規定により算定した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 十分の二</p> <p>四 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他政令で定める者に限る。）について政令の定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上であるとき 十分の三</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・国民健康保険法</p> <p>第三十六条 市町村及び組合は、被保険者の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 診察 二 薬剤又は治療材料の支給 三 処置、手術その他の治療 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 <p>第五十四条 市町村及び組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、市町村又は組合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。</p> <p>・茅ヶ崎市国民健康保険条例</p> <p>第7条 法第54条第1項に規定する療養の給付等を行うことが困難であると認めるときは、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 医師の同意を得て治療用装具を購入したとき。 (2) 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第1項に規定する柔道整復師による施術(脱臼きゆう又は骨折の患部に対する施術については、応急手当のときを除き、医師の同意を得たものに限る。)を受けたとき。 (3) 医師の同意を得てあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を有する者による施術を受けたとき。 (4) 輸血のための生血を受けたとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めたとき。

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・国民健康保険法</p> <p>第五十七条の二 市町村及び組合は、療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第五十六条第二項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。</p> <p>第五十七条の三 市町村及び組合は、一部負担金等の額（前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額介護合算療養費を支給する。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・国民健康保険法施行令</p> <p>第二十九条の四 被保険者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関（第五項及び第六項において「保険医療機関」という。）又は同号に規定する保険薬局をいう。以下この項及び第三項において同じ。）又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この項及び第三項において同じ。）について療養を受けた場合において、一部負担金、保険外併用療養費負担額（保険外併用療養費の支給につき法第五十三条第三項において準用する法第五十二条第三項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した額をいう。以下この項及び第三項において同じ。）又は訪問看護療養費負担額（訪問看護療養費の支給につき法第五十四条の二第五項の規定の適用がある場合における当該訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該訪問看護療養費の額を控除した額をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の支払が行われなかつたときは、市町村及び組合は、第二十九条の二第一項から第五項までの規定により世帯主又は組合員に対し支給すべき高額療養費について、当該一部負担金の額、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除した額の限度において、当該世帯主又は組合員に代わり、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。</p> <p>（略）</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・ 国民健康保険法</p> <p>第44条 市町村及び組合は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第42条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。</p> <ol style="list-style-type: none">1 一部負担金を減額すること。2 一部負担金の支払を免除すること。3 保険医療機関等に対する支払いに代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・国民健康保険法</p> <p>第五十八条 市町村及び組合は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。</p> <p>・茅ヶ崎市国民健康保険条例</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として500,000円を支給する。</p> <p>第9条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として50,000円を支給する。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・国民健康保険法 第五十八条 (略) 2 市町村及び組合は、前項の保険給付のほか、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる。</p> <p>・「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について」(令和2年3月24日事務連絡)</p> <p>・茅ヶ崎市国民健康保険条例 附則 第2条 給与等(所得税法第28条第1項に規定する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。))は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(第十八条_第三十一条)</p> <p>第十八条</p> <p>厚生労働大臣は、特定健康診査(糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。)及び特定保健指導(特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要があるものとして厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有するものとして厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。)の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針(以下「特定健康診査等基本指針」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 特定健康診査等基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健康診査等」という。)の実施方法に 関する基本的な事項</p> <p>二 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、次条第一項に規定する健康診査等実施計画の作成に 関する重要事項</p> <p>3 特定健康診査等基本指針は、健康増進法第九条第一項に規定する健康診査等指針と 調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>4 厚生労働大臣は、特定健康診査等基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。</p> <p>5 厚生労働大臣は、特定健康診査等基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅延なく、これを公表するものとする。</p> <p>・第3期茅ヶ崎市国民健康保険データヘルス計画(第4期茅ヶ崎市国民健康保険特定健康 診査等実施計画)</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険法 <p>第八十二条 市町村及び組合は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 茅ヶ崎市国民健康保険条例 <p>第10条 茅ヶ崎市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 健康教育 (2) 健康相談 (3) 健康診査 (4) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3期茅ヶ崎市国民健康保険データヘルス計画(第4期茅ヶ崎市国民健康保険特定健康 診査等実施計画)

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>(医療費通知・ジェネリック差額通知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法 <p>第八十二条 市町村及び組合は、～（中略）～健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市国民健康保険条例 <p>第10条 茅ヶ崎市は、～（中略）～被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 健康教育 (2) 健康相談 (3) 健康診査 (4) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業 <p>(ジェネリック差額通知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進について （平成21年1月20日保険局国民健康保険課長） ・政府・与党社会保障改革会議において決定された「社会保障・税一体改革素案」 後発医薬品推進のロードマップを作成し、診療報酬上の評価、患者への情報提供、処方せん様式の変更、医療関係者の信頼性向上のための品質確保等、総合的な使用促進を図る。

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>●保険料の賦課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法 <p>第76条 市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（略）、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）から保険料を徴収しなければならない。（略）</p> <p>●特別徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法 <p>第76条の3 市町村による第七十六条第一項の保険料の徴収については、特別徴収（市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者である世帯主（政令で定めるものを除く。）から老齢等年金給付の支払をする者に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。）の方法による場合を除くほか、普通徴収（市町村が世帯主に対し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の規定により納入の通知をすることによつて保険料を徴収することをいう。以下同じ。）の方法によらなければならない。</p> <p>2 前項の老齢等年金給付は、国民年金法による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。</p> <p>●減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法 <p>第77条 市町村及び組合は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市国民健康保険条例 <p>第45条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。（略）</p> <p>●督促</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法 <p>第七十九条の二 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例 <p>第2条 市長は、税外収入金を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後30日以内に、発付の日から起算して10日以内の期限を指定して督促状を発して督促しなければならない。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>●資格取得、喪失</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法 <p>第7条 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有するに至つた日又は前条各号のいずれにも該当しなくなつた日から、その資格を取得する。</p> <p>第8条 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有しなくなつた日の翌日又は第六条各号（第九号及び第十号を除く。）のいずれかに該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、都道府県の区域内に住所を有しなくなつた日に他の都道府県の区域内に住所を有するに至つたときは、その日から、その資格を喪失する。</p> <p>（略）</p> <p>●住所地特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法 <p>第一百六条の二 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、この法律の適用については、当該他の市町村の区域内に住所を有するものとみなす。</p> <p>（略）</p> <p>●修学特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法 <p>第一百六条 修学のため一の市町村の区域内に住所を有する被保険者であつて、修学していないとすれば他の市町村の区域内に住所を有する他人と同一の世帯に属するものと認められるものは、この法律の適用については、当該他の市町村の区域内に住所を有するものとみなし、かつ、当該世帯に属するものとみなす。</p> <p>●非自発的理由により退職した方の情報登録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項 <p>2 前項に規定する特例対象被保険者等とは、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者又は特定同一世帯所属者のうち次の各号のいずれかに該当する者（これらの者の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十四条第二項第一号に規定する受給資格（以下この項において「受給資格」という。）に係る同法第四条第二項に規定する離職の日の翌日の属する年度の翌年度の末日までの間にある者に限る。）をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 雇用保険法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者 二 雇用保険法第十三条第三項に規定する特定理由離職者であつて受給資格を有するもの

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>茅ヶ崎市国民健康保険条例</p> <p>第12条 保険料は、被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)から徴収する。</p> <p>茅ヶ崎市財務規則</p> <p>第2節 収納</p> <p>(納付又は納入後の手続)</p> <p>第50条 会計管理者は、指定金融機関から納付済通知書、領収済通知書又は納入済通知書(当該これらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。)(以下この条、次条及び第124条において「納付済通知書等」という。)の送付があったときは、直ちに内容を審査のうえ毎日科目ごとに区分整理し、収支状況について収入金内訳表、収支計算書(現金出納簿)及び現金現在高表により市長に報告するとともに、収納金通知書に納付済通知書等を添えて速やかに課等の長に送付しなければならない。</p> <p>2 会計管理者は、納付済通知書等に基づき歳入現計内訳表を作成し、その執行状況を常に明確にしておかなければならない。</p> <p>3 課等の長は、第1項の規定により収納金通知書及び納付済通知書等の送付があったときは、内容を審査し、直ちに徴収簿又は滞納簿に消込まなければならない。</p> <p>4 第1項の収入金内訳表、収支計算書(現金出納簿)、現金現在高表及び収納金通知書並びに第2項の歳入現計内訳表は、財務会計システムにより作成するものとする。ただし、財務会計システムにより難しいときは、この限りでない。</p> <p>(徴収簿等の消込み)</p> <p>第51条 課等の長は、前条第3項の規定により消込みをするときは、納付済通知書等に基づき別表第5に規定する消込印(以下「消込印」という。)によって整理しなければならない。ただし、財務会計システムによることなく電子計算機を利用して消込処理するものについては、収納ファイルに収納済の旨を記録しなければならない。</p> <p>2 消込印は、課等ごとに番号を付し、会計管理者が管理しなければならない。</p> <p>(不納欠損書)</p> <p>第54条 課等の長は、調定された歳入で時効その他の理由により徴収できないものがあるときは、不納欠損書により不納欠損として整理しなければならない。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>茅ヶ崎市国民健康保険条例 (過誤納金の還付又は充当)</p> <p>第46条 納付された保険料又は延滞金に過納又は誤納があったときは、その過納又は誤納に係る徴収金(以下「過誤納金」という。)を当該納付義務者に還付し、又は当該納付義務者の未納に係る徴収金に充当する。この場合において、市長は、当該過誤納金を当該未納に係る徴収金に充当してもなお残額があるときは、当該納付義務者の承諾を得て、当該残額を納期の到来していない徴収金に、先に納期の到来するものから順次充当することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付し、又は充当するときは、直ちに当該納付義務者に対し過誤納金還付通知書又は過誤納金充当通知書により通知しなければならない。</p> <p>3 納付義務者は、前項の過誤納金還付通知書を受領した場合又は既納の納付金のうちに過納若しくは誤納に係るものがあることを発見した場合において、その過誤納金の還付を受けようとするときは、市長に請求書を提出しなければならない。</p> <p>(還付加算金)</p> <p>第47条 前条の規定によって過誤納金を還付し、又は充当する場合においては、地方税法第17条の4の規定の例によって計算した金額をその還付又は充当をすべき金額に加算する。</p> <p>茅ヶ崎市財務規則 (過誤納金の還付又は充当)</p> <p>第55条 課等の長は、過誤納その他の理由により歳入を還付しようとするときは、過誤納金還付命令書を作成し、会計管理者に送付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなった歳入があるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金を当該歳入に充当しなければならない。</p> <p>3 課等の長は、前項の規定により過誤納金を充当しようとするときは、還付充当命令書を作成し、会計管理者に送付しなければならない。</p> <p>4 課等の長は、前3項の規定により過誤納金を還付し、又は充当しようとするときは、還付を受けるべき者に還付通知書により通知しなければならない。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>●県への報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法 <p>第107条 次の各号に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、事業状況を、それぞれ当該各号に定める者に報告しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 都道府県 厚生労働大臣 二 市町村若しくは組合又は連合会 当該市町村若しくは組合又は連合会をその区域内に含む都道府県を統括する都道府県知事 <p>●市町村税課税状況等の調べ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法 <p>第252条の17の5 総務大臣又は都道府県知事は、普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、普通地方公共団体に対し、適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>●国民健康保険実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法 <p>第106条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 厚生労働大臣 都道府県若しくは市町村若しくは組合又は連合会 二 都道府県知事 当該都道府県知事が統括する都道府県の区域内の市町村若しくは組合又は連合会

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・国民健康保険法</p> <p>第76条 市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。以下同じ。）、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。</p> <p>・茅ヶ崎市国民健康保険条例</p> <p>第13条 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p> <p>第17条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 基礎賦課総額の100分の55に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>第39条 普通徴収に係る保険料の納期は、7月から翌年3月までにおける毎月の1日から末日までとし、各納期の保険料の納付額は、賦課額の9分の1に相当する額とする。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法 第七十九条の二 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。 ・地方自治法 第二百三十一条の三 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 ・地方税法 第三百三十一条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。 <ul style="list-style-type: none"> 2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。 3 市町村民税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関(破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所)に対し、滞納に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。 5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。 6 前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。 7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金法第三条第三項「国民年金事業の事務の一部は（略）市町村長（略）が行うこととすることができる」 ・国民年金法第十二条第一項「被保険者（略）は（略）その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない」 ・国民年金法第十二条第四項「市町村長は（略）届出を受理したとき（略）は（略）厚生労働大臣にこれを報告しなければならない」 ・国民年金法施行令第一条の二「法第三条第三項の規定により、次に掲げる事務は、市町村長（略）が行うこととする（略）」 ・老齢福祉年金支給規則第十五条「この章の規定（略）によつて請求書、申請書、届書又は国民年金証書を厚生労働大臣に提出する場合には、当該受給権者の住所地の市町村長を経由しなければならない」 ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三十一条「特別障害給付金の支給に関する事務の一部は（略）、市町村長が行うこととすることができる」 ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令第十一条「法第三十一条の規定により、次に掲げる事務は、市町村長（略）が行うこととする（略）」 ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第八条「受給資格者は、氏名を変更したときは（略）提出しなければならない」 ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第九条「受給資格者は、住所を変更したときは（略）提出しなければならない」 ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律第三十八条「年金生活者支援給付金の支給に関する事務の一部は（略）市町村長が行うこととすることができる」 ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第十五条「法第三十八条の規定により、次に掲げる事務は、市町村長（略）が行うこととする（略）」

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金法第八十六条「政府は、（略）市町村（略）に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する」 ・国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条「国民年金法第八十六条の規定により、毎年度、市町村長（略）が法又は法に基づく政令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用として、政府が、市町村（略）に交付する交付金の総額は、次に掲げる額の合計額とする（略）」 ・国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第二条「毎年度各市町村に対して交付すべき事務費交付金の額は、次に掲げる額の合計額とする（略）」 ・国民年金の事務費交付金の算定に関する省令第一条「この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる（略）」 ・国民年金の事務費交付金の算定に関する省令第二条第一項「国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（略）第二条第一号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、（略）とする」 ・国民年金の事務費交付金の算定に関する省令第二条第二項「令第二条第二号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、（略）とする」 ・国民年金の事務費交付金の算定に関する省令第二条第三項「令第二条第三号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、（略）とする」 ・国民年金の事務費交付金の算定に関する省令第二条第四項「令第二条第四号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、（略）とする」 ・国民年金の事務費交付金の算定に関する省令第二条第五項「前各項の規定による額の算定において、一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする」 ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律第二十七条「国は、（略）、市町村（略）に対し、市町村長（略）がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する」 ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令「年金生活者支援給付金の支給に関する法律第二十七条の規定により、毎年度、市町村長(略)が法又は法に基づく政令の規定によつて行う年金生活者支援給付金に係る事務の処理に必要な費用として、国が、各市町村(略)に交付する交付金の額は、次に掲げる額の合計額(当該合計額が当該年度において現に要した費用を超える場合には、当該現に要した費用の額)とする（略）」

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金法第百八条第二項「厚生労働大臣は、年金給付又は保険料に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主の資産若しくは収入の状況（略）につき、官公署（略）に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる」 ・ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第三十六条第一項「厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、年金生活者支援給付金受給者又は年金生活者支援給付金の支給要件に該当するか否かを調査する必要がある者として政令で定める者（略）に対して、受給資格の有無及び年金生活者支援給付金の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し年金生活者支援給付金受給者等その他の関係者に質問させることができる」 ・ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第三十七条「厚生労働大臣は、年金生活者支援給付金の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、年金生活者支援給付金受給者等若しくは年金生活者支援給付金受給者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況（略）につき、官公署（略）に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは年金生活者支援給付金受給者等の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる」 ・ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第十八条第一項「厚生労働大臣は、基準日における法第三十六条第一項に規定する年金生活者支援給付金受給者等（略）に関し、法第三十七条の規定による求めを行うときは、厚生労働省令で定める期日までに、当該年金生活者支援給付金受給者等が基準日において住所を有する市町村に対し、当該年金生活者支援給付金受給者等の氏名及び住所、当該求めに係る処分の対象となる年金生活者支援給付金の種類その他厚生労働省令で定める事項を通知してするものとする」 ・ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第十九条第一項「市町村は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、厚生労働大臣に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供を行うものとする（略）」

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>○健康保険法 （市町村が処理する事務等）</p> <p>第二百三条 日雇特例被保険者の保険の保険者の事務のうち厚生労働大臣が行うものの一部は、政令で定めるところにより、市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>2 協会は、市町村（特別区を含む。）に対し、政令で定めるところにより、日雇特例被保険者の保険の保険者の事務のうち協会が行うものの一部を委託することができる。</p> <p>○健康保険法施行規則 （日雇特例被保険者手帳の交換）</p> <p>第一百六条 日雇特例被保険者は、介護保険第二号被保険者に該当しなくなったときは、直ちに、厚生労働大臣又は指定市町村長に日雇特例被保険者手帳を提出して、その交換を申請しなければならない。（略）</p> <p>2 前項の申請があったときは、厚生労働大臣又は指定市町村長は、当該申請の際提出された日雇特例被保険者手帳（以下この項において「旧手帳」という。）に代えて様式第十五号による日雇特例被保険者手帳を交付するものとする。（略）</p> <p>3 （略） （確認）</p> <p>第一百九条 日雇特例被保険者は、（略）受給資格者票の交付又は受給資格者票への確認を申請しようとするときは、（略）日雇特例被保険者に係る事務を委託した市町村（以下「委託市町村」という。）に、日雇特例被保険者手帳を提出するとともに、受給資格者票を所持するときは併せてこれを提出しなければならない。</p> <p>2 協会又は委託市町村は、前項の申請があった場合において、（略）該当することを確認したときは、様式第十六号の受給資格者票を作成又はこれに確認の表示を行い、これを申請者に交付しなければならない。</p> <p>（被扶養者の届出）</p> <p>第一百二十条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 日雇特例被保険者は、第三十八条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その都度、その旨を協会又は委託市町村に届け出なければならない。</p> <p>（受給資格者票の返納）</p> <p>第二百二十二条 日雇特例被保険者は、次のいずれにも該当する場合には、速やかに、受給資格者票を協会又は委託市町村に返納しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 日雇特例被保険者が死亡したときは、（略）その日雇特例被保険者が所持していた受給資格者票を協会又は委託市町村に返納しなければならない。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>○高齢者の医療の確保に関する法律 （市町村の一般会計における負担） 第九十八条 市町村は、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、その一般会計において、負担対象額の十二分の一に相当する額を負担する。</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合規約 （広域連合の経費の支弁の方法） 第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。 (1) 関係市町村の負担金 (2)～(4) 略 2 前項第1項に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第3に規定するところにより、広域連合の予算において定めるものとする。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>○高齢者の医療の確保に関する法律</p> <p>第四十九条 後期高齢者医療広域連合及び市町村は、後期高齢者医療に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。</p> <p>第九十八条 市町村は、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、その一般会計において、負担対象額の十二分の一に相当する額を負担する。</p> <p>第九十九条 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者について後期高齢者医療広域連合の条例の定めるところにより行う保険料の減額賦課に基づき被保険者に係る保険料につき減額した額の総額を基礎とし、後期高齢者医療の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れなければならない。</p> <p>2 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、第五十二条各号のいずれかに該当するに至つた日の前日において健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者であつた被保険者について、同条各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた日の属する月以後二年を経過する月までの間に限り、条例の定めるところにより行う保険料の減額賦課に基づき保険料を減額した場合における当該減額した額の総額を基礎とし、後期高齢者医療の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を、市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れなければならない。</p> <p>3 都道府県は、政令で定めるところにより、前二項の規定による繰入金金の四分の三に相当する額を負担する。</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合規約</p> <p>第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) 関係市町村の負担金</p> <p>2 前項第1項に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第3に規定するところにより、広域連合の予算において定めるものとする。</p> <p>○地方自治法</p> <p>第二百七条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。</p> <p>○地方自治法施行令</p> <p>第一百五十一条 普通地方公共団体の長は、予算が成立したとき、歳出予算を配当したとき、予備費を充当したとき、又は地方自治法第二百二十条第二項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用したときは、直ちにこれを会計管理者に通知しなければならない。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>○茅ヶ崎市後期高齢者医療に関する条例 (事務) 第2条 茅ヶ崎市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(略)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する律施行規則(略)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(8) 略</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律 (広域連合の設立) 第四十八条 市町村は、(略)広域連合(略)を設けるものとする。 (届出等) 第五十四条 被保険者は、(略)被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を(略)届け出なければならない。 (略)</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律施行令 (法第四十八条に規定する政令で定める事務) 第二条 法第四十八条に規定する政令で定める事務は、次に掲げるものとする。 一～十 略</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 (令第二条第六号の厚生労働省令で定める事務) 第六条 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(略)で定める事務は、次のとおりとする。 一～八 略 (令第二条第七号の厚生労働省令で定める事務) 第七条 令第二条第七号の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。 一～二十二 略 (被保険者証及び被保険者資格証明書の交付) 第十七条 (略)被保険者証を、有効期限を定めて交付しなければならない。(略) (被保険者証の検認又は更新) 第二十条 (略)被保険者証の検認又は更新をすることができる。(略) (令第七条第三項第一号又は第二号の規定の適用の申請) 第三十二条 (略)適用を受けようとする被保険者は(略)提出しなければならない。 一～三 略 (特定疾病認定の申請等) 第六十二条 (略)申請書を、(略)提出しなければならない。(略) (限度額適用・標準負担額減額の認定等) 第六十七条 略 2 (略)限度額適用・標準負担額減額認定証を交付しなければならない。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>○茅ヶ崎市後期高齢者医療に関する条例 (事務) 第2条 茅ヶ崎市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1)略 (2)広域連合条例第14条の保険料の額に係る通知書の引渡し (3)広域連合条例第15条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付 (4)広域連合条例第15条第2項の規定による保険料の徴収猶予の申請に対する神奈川県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し (5)広域連合条例第16条第3項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付 (6)広域連合条例第16条第3項の規定による保険料の減免の申請に対する神奈川県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し (7)広域連合条例第17条本文の規定による申告書の提出の受付 (8)略 (督促及び延滞金) 第5条 保険料を納期限までに納付しない者に対する督促及び延滞金の徴収については、茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例(平成10年茅ヶ崎市条例第7号)の定めるところによる。</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律 (保険料) 第百四条 市町村は、後期高齢者医療に要する費用(財政安定化基金拠出金及び第百十七条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。 2 前項の保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一の保険料率であることその他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課する。(略) (地方税法の準用) 第百十二条 保険料その他この章の規定による徴収金(略)については、地方税法(略)を準用する。 (滞納処分) 第百十三条 市町村が徴収する保険料、後期高齢者医療広域連合が徴収する徴収猶予した一部負担金その他この章の規定による徴収金は、(略)歳入とする。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>○高齢者の医療の確保に関する法律 (保険料等の納付)</p> <p>第百五条 市町村は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療に要する費用に充てるため、後期高齢者医療広域連合に対し、後期高齢者医療広域連合の規約で定めるところにより、第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金並びに保険料その他この章の規定による徴収金（市町村が徴収するものに限る。）を納付するものとする。</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合規約 (広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) 関係市町村の負担金</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 前項第1項に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第3に規定するところにより、広域連合の予算において定めるものとする。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>○高齢者の医療の確保に関する法律 (広域連合の設立) 第四十八条 市町村は、(略) 当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合(略) を設けるものとする。</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 (特別徴収対象被保険者が死亡したこと等により生じた過誤納額のうち被保険者に還付しない額の算定方法等) 第九十九条 市町村は、準用介護保険法第百三十九条第三項(令第三十条から第三十二条までにおいて準用する場合を含む。)の規定により過誤納額(準用介護保険法第百三十九条第二項に規定する過誤納額をいう。以下同じ。)を当該被保険者の未納に係る保険料その他法の規定による徴収金(以下「未納保険料等」という。)に充当しようとするときは、当該過誤納額に係る被保険者に対して、あらかじめ、次に掲げる事項を通知するものとする。 一～三 略</p> <p>○地方税法 (過誤納金の還付) 第十七条 地方団体の長は、過誤納に係る地方団体の徴収金(以下本章において「過誤納金」という。)があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく還付しなければならない。 (過誤納金の充当) 第十七条の二 地方団体の長は、前条の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた地方団体の徴収金(略)があるときは、前条の規定にかかわらず、過誤納金をその地方団体の徴収金に充当しなければならない。 2～5 略 (還付加算金) 第十七条の四 地方団体の長は、過誤納金を第十七条又は第十七条の二第一項から第三項までの規定により還付し、又は充当する場合には、次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に定める日の翌日から地方団体の長が還付のための支出を決定した日又は充当をした日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、当該適することとなつた日)までの期間の日数に応じ、その金額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額(以下「還付加算金」という。)をその還付又は充当をすべき金額に加算しなければならない。</p>
	<p>一～四 略</p> <p>○茅ヶ崎市財務規則 (過誤納金の還付又は充当) 第55条 課等の長は、過誤納その他の理由により歳入を還付しようとするときは、過誤納金還付命令書を作成し、会計管理者に送付しなければならない。 2 前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた歳入があるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金を当該歳入に充当しなければならない。 3 課等の長は、前項の規定により過誤納金を充当しようとするときは、還付充当命令書を作成し、会計管理者に送付しなければならない。 4 課等の長は、前3項の規定により過誤納金を還付し、又は充当しようとするときは、還付を受けるべき者に還付通知書により通知しなければならない。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 (国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第4条 国は、前条の基本理念にのっとり、地方公共団体情報システムの標準化の推進に関する施策を総合的に講ずる責務を有する。</p> <p>2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、地方公共団体情報システムの標準化を実施する責務を有する。</p>